小倉特許情報





小倉特許事務所

弁理士 小 倉 正 明

事務所〒105-0004 東京都港区新橋5丁目13番4号 Y M G 新橋ビル5階 TELEPHONE:81-3-3436-2398 TELECOPIER(FAX):81-3-3436-1307

2007 • 4 • 10

お問い合わせ E-mail: info@ogurapatent.com

1.知財戦略事例集の公表

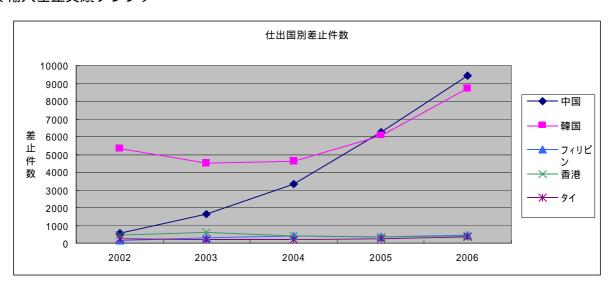
特許庁は,知的財産戦略構築の促進のため「戦略的な知的財産管理に向けて-技術経営力を高めるために- 知財戦略事例集 」を公表した。

事例集には,企業へのヒヤリングによって得られた失敗事例(約100件)を含む約600事例と ともに,知的財産戦略構築に際しての考慮すべき観点や留意点などが掲載されている。

2. 平成18年の知的財産侵害物品の差止状況

財務省は,平成18年における知的財産侵害物品の差止状況についての調査結果を公表した。 税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は19,591件(前年比46%増),輸入差止点数は約98万件(前年比11%減)となっている。

[輸入差止実績グラフ]



3.特許審査ハイウェイ^(*)について

(*)「特許審査ハイウェイ」とは、出願人の選択に応じて、第1国の特許庁で特許可能と判断された出願について、第2国の特許庁において簡易な手続きにより早期審査を受けることができるようにすることによって、出願人の海外での早期権利化を容易とすると共に、各国特許庁にとっては第1国の先行技術調査と審査結果の利用性を向上し、審査の負担を軽減し質の向上を図ることを目的とした制度をいう。

(1)日韓特許審査ハイウェイの開始

日本国特許庁と韓国特許庁は,昨年11月の長官合意に基づき,2007年4月より特許審査ハイウェイの申出の受付を開始した。

(2)日英特許審査ハイウェイ試行開始の合意

日本国特許庁と英国特許庁は,2007年3月に開催された長官会合にて,今年7月から特許審査 ハイウェイの試行を開始することに合意した。これで特許審査ハイウェイ実施はアメリカ・韓国につ いで3カ国目となる。

4.特許出願に関する先行技術調査の支援制度について

特許庁は,所定の要件を備えた中小企業・個人による特許出願について,特許庁から委託を受けた 民間調査事業者が無料で先行技術調査を行い,調査の結果を送付する中小企業等特許先行技術支援事 業の受付を開始した。この制度を利用することで,調査報告書を基に特許出願の審査請求を行うか否 かの判断に役立てることができる。

なお、本制度による先行技術調査は、必ずしも審査の結果を保証するものではない。

(対象出願)

2004(平成16)年4月1日以降に出願した中小企業あるいは個人による特許出願であって, 出願番号が付与されており,未だ審査請求を行っていないもの。

なお、調査報告書が送られてきた場合は、報告書に同封された受領書及びアンケート用紙に必要 事項を記入の上、当該受領書等を調査事業者に返送しなければならない。調査報告書とともに送 付される受領書等を調査事業者へ返送しなかった場合には、先行技術調査に要した費用を調査事 業者より請求されることとなるので注意する必要がある。

5.外国特許出願費用助成事業

東京都知的財産総合センターでは,東京都内の中小企業に対し,外国特許出願に要する経費(外国 出願料や翻訳料等)を1/2以内で300万円を限度に助成する「外国特許出願費用助成事業」の公 募をしている。

なお,申込期間は,2007年5月7日(月)~18日(金)となっている。

《URL》

上記の詳細及び申込書類等は下記URLに掲載されています。

【戦略的な知的財産管理に向けて-技術経営力を高めるために- 知財戦略事例集】

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/chiteki_keieiryoku.htm

【平成18年の知的財産侵害物品の差止状況等】

http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/ka190301.htm

【特許審査ハイウェイについて】

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

【平成19年度 特許出願に関する先行技術調査の支援事業のお知らせ】

http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/senkou_chousa.htm

【外国特許出願費用助成事業】

http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/3779.html

以上